

「秋の全国交通安全運動」開始式に参加しました。

◎平成30年9月19日(ほしぞら公民館)

お忙しい中、ご参加頂きありがとうございました。

(株)ジーマック	(株)小禄運輸	(株)りゅうせきロジコム
沖縄西濃運輸(株)	浦西産業(株)	(株)沖縄物流
(株)タイムス発送	(株)総合葬祭那覇	内外運輸(株)
(資)高良運送	(株)E-CON運輸	(株)沖食商事
琉球物流運輸(株)	(株)あんしん	天久運送(資)
琉球通運(株)	(株)天久重機工業	沖縄ロジテム(株)
マルエー物流(株)	グローバル運輸(株)	



那覇支部集合写真

◎平成30年9月20日(交通機動隊隊庭)



◎平成30年9月20日(県警本部)



交通安全だより (9月号)

原簿保存期間1年未満
(平成30年12月31日まで保存)
分類番号 D130
平成30年9月19日発行
交通部交通企画課

ハイビームで危険の早期発見、夜間の交通事故防止を!

【夜間における交通死亡事故】

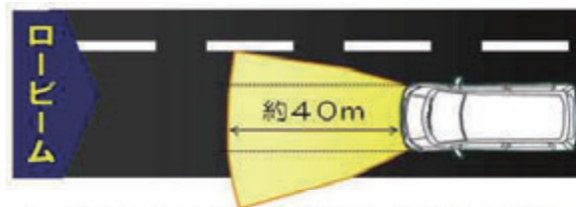
交通死亡事故の半数以上が夜間発生

	平成29年		平成30年7月末	
	死者数	構成率	死者数	構成率
夜間での死者	26	59.0%	14	53.8%
うち歩行者	8	18.1%	8	30.7%
統計(全死者)	44	-	26	-

夜間での交通事故防止には早めに歩行者等を発見する対策が有効

○ロービーム：40m先しか照らせない
【時速50km/h→40m進行→2.86秒】

○ハイビーム：100m先まで照らせる
【時速50km/h→100m進行→7.14秒】



早期に危険(歩行者)を発見することで回避する時間に余裕が生まれる。

【夕暮れ時における事故車両(第1当事者)の前照灯灯火状況】

	灯火	平成29年		平成30年7月末	
		件数	構成率	件数	構成率
消灯	ロービーム	468	62.6%	186	58.3%
	ハイビーム	0	-	0	-
	補助灯	7	0.9%	4	1.3%
消灯		273	36.5%	129	40.4%
統計		748		319	

ハイビームを使っていればドライバーも歩行者もお互いに早くに気づき、事故回避できた可能性も

対向車両にはライトが目に入ってしまう、逆に事故を起こしてしまわないでしょうか?



道路運送車両法では、ハイビームは「走行用前照灯」、ロービームは「すれ違い用前照灯」となっており、他の車両と行き違う場合、他の車両の直後を進行する場合で、他の車両の交通を妨げるおそれがある時(前照灯の光に幻惑されて運転に支障をきたすおそれがある時等)には、道路交通法第52条第2項により、すれ違い用前照灯を点灯することとなっています。それ以外は、原則として「走行用前照灯」を点灯することとなっています。

※ 参考条文

【道路交通法第52条第1項】車両等は、夜間、道路にあるときは、政令に定めるところにより、前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない。

【同第2項】車両等が、夜間、他の車両等と行き違う場合又は他の車両等の直後を進行する場合において、他の車両等の交通を妨げるおそれがあるときは、車両等の運転者は、政令に定めるところにより、灯火を消し、灯火の光度を減ずる等灯火を操作しなければならない。

【道路交通法施行令第20条(一部抜粋)】法第52条第2項の規定による灯火の操作は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める方法によって行うものとする。

一 車両の保安基準に関する規定に定める走行用前照灯で光度が一万カンデラを超えるものをつけ、車両の保安基準に関する規定に定めるすれ違い用前照灯又は前部霧灯を備える自動車：すれ違い用前照灯又は前部霧灯のいずれかをつけて走行用前照灯を消すこと。

対向車や先行車がない場合には、ハイビームを活用して事故防止に努めましょう